

# 第 1 4 2 回

## 群馬県都市計画審議会

### 議 事 録

開催日時	平成 1 9 年 2 月 8 日 午後 1 時 3 0 分 ~
場 所	群馬県議会議事堂 2 0 3 会議室

## 第142回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成19年2月8日 午後1時30分～
- 2 場 所 群馬県議会議事堂203会議室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 今井貴子 藤生洋子  
中島威夫(代理 前佛和秀) 脇本眞也(代理 田中和茂)  
大藪穰治(代理 星野朗) 伊藤健一(代理 佐藤一昭)  
深沢康男(代理 小竹稔) 折田康徳(代理 櫻井忠信)  
針ヶ谷照夫 田島雄一 矢口昇 腰塚誠 真下誠治 金田克次  
塚原仁 神田義治
- 4 欠席委員 原田寛明 松浦幸雄 勅使河原喜夫
- 5 事務局幹事出席者  
(都市計画課)重田課長 宮崎次長 北爪次長
- 6 議案  
第1号議案 前橋都市計画道路(文四北通線)の変更について  
第2号議案 前橋都市計画道路(新前橋駅川曲線)の変更について  
第3号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
第4号議案 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
第5号議案 安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事のでん末 別紙「議事のでん末書」のとおり

## 議事のでん末書

### 第1 開会

定足数の確認（委員総数21名のうち18名出席。）の後、開会。

### 第2 議事録署名人として、今井委員、藤生委員を指名

### 第3 議案の上程区分

議案の上程区分は次のとおり。

第1号議案から第5号議案までそれぞれ単独上程。

### 第4 非公開とする議案の審査・決定

#### （1）事務局の説明

本日上程のいずれの議案につきましても、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたしました。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

#### （2）審査

##### （議長）

ただ今の説明のとおり、いずれの議案についても公開にするとの提案でございます。本日のいずれの議案についても傍聴を認めることについて、ご意見等はございますか。

（異議なしの声）

##### （議長）

それでは、本日のいずれの議案につきましても、事務局の提案どおり公開ということで決定させていただきます。

##### （議長）

それでは、本日のいずれの議案についても傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

（傍聴人・報道関係者入場）

##### （議長）

本日の傍聴者のご説明、ご報告を事務局からお願いします。

##### （事務局）

前回の審議会におきまして、群馬県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱が改正されまして、今回の審議会から議事録は原則公開となりますので、傍聴者の氏名等の公表はしないこととし、人数のみのご報告とさせていただきます。

本日の傍聴者は、報道関係の方2名でございます。以上です。

(議長)

それでは、議案の審議に入ります前に、傍聴者の皆様に、傍聴上の注意を申し上げます。事務局からお配り致しました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。なお、「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(しばらく様子を見る)

(議長)

それでは写真撮影などを終了してください。

## 第5 議案の審議

### 1 第1号議案 前橋都市計画道路(文四北通線)の変更について

(1)事務局の説明

それでは、第1号議案前橋都市計画道路3・4・115文四北通線の変更についてご説明させていただきます。

お手元の議案書は、1ページから2ページとなります。

図面等につきましては、A3の議案添付図面1ページから3ページになりますが、同じものを前面にも映してありますので、ご覧いただきたいと思います。

まず位置関係でございますけども、赤い部分がJR両毛線の前橋駅で、左側が高崎方向、右下側が伊勢崎方向として、JR両毛線が走っております。

都市計画道路江田天川線、利根川に架かる平成大橋につながる道路ですが、JR両毛線と並行する形で都市計画決定され、また、国道50号がこのJR両毛線と並行する形で桐生方向に走っております。

前橋都市計画道路文四北通線は、主要地方道前橋館林線の一部といたしまして、この江田天川線に接続する、延長約220メートル、幅員18メートルの路線でございます。

今回、文京町四丁目の面的整備の機運が高まったことにより、前橋市による土地区画整理事業の都市計画決定手続きと歩調を合わせて、この区間の都市計画道路の計画決定を行うもので、当該区間の整備を図ることにより、東西の幹線道路の交通の円滑化及び健全な市街地の形成を図ろうとするものです。

区画整理事業区域ですが、前面に映しましたように、北がJR両毛線、東が広瀬川、西が宮川用水で一部端気川とかぶっているところもありますが、約16ヘクタールの区域になります。

今回追加決定する文四北通線は、この区画整理事業区域内の220メートルの区間でございまして、既に計画決定済みの江田天川線が、ここまで計画決定されております。それに引き続きまして、それより先220メートル区間を計画決定するものでございます。

幅員構成は、前面に映しているとおり、一般部が上の図となりますが、車道が3メートルと3メートルの、両側に路肩が0.5メートルつきまして、全部で7メートル、両側の歩道に植樹帯がつきまして、全体で一般部は15メートルとなっております。

交差部は、これに右折車線が3メートルつきまして、全体で18メートルという幅員構成となります。

先程の計画図に市決定案件であります、都市計画道路3路線を加えたものがこの図となります。これが県決定に関わる文四北通線、この縦が城東朝倉線、これが天川小南通線、

天大橋線、この3路線が市の決定となります。

この都市計画案について、平成18年10月17日に公聴会を行ったところ、県決定案件に関しましては2件の公述申し出がございました。

同様に、12月19日から1月9日までの2週間、縦覧を行ったところ、10名の方より意見書が提出されております。

意見書についてご説明させていただきますが、お手元にA4の資料1として「意見書要旨及び都市計画決定権者の見解」をお配りしておりますが、この1ページの意見書要旨をご覧くださいと思います。

最初の5名の方はいずれも同様の意見でありますので、A氏ほか4人としてあります。

内容は、「県道前橋館林線は通勤通学時間帯に渋滞が著しく、以前も拡幅要望した経緯があるが実現しなかった。今回の区画整理事業の一環としての整備は意義ある計画であり、一日も早い整備をお願いする。」というものであります。

県道の前橋館林線がこの路線となります。今回計画決定する文四北通線は前橋館林線の一部となっております。

残りの5名の方ですが、市決定の区画整理事業と合わせて都市計画道路案にも反対といった内容となっております。

B氏ですが、「減歩率、保留地の買戻し、移転先不明、住民の負担増等から反対。」ということです。

次のC氏は、「高齢であり、区画整理の事業期間を考えた時、再建資金の借入や減歩率等から今後の生活に不安がある。」という内容です。

次のページのD氏は、「現在の道路は狭く、歩道はあったら良いと思いますが、」C氏と同様に、「高齢であることから、住民に負担増となる、過大な道路拡幅にならないようお願いします。」といった内容です。

E氏は、「広い都市計画道路に面する換地となると減歩率も高く、固定資産税も上がることから、生活道路優先の計画にして欲しい。」といった内容です。

F氏ですが、「年齢的にも金銭的にも区画整理についていけないので、区画整理と都市計画道路に反対する。」ということです。

また、参考ですが、公聴会における公述意見もお手元のA4の意見書要旨の中に載せてあります。ページは3ページになります。

内容ですが、1人の方、仮にG氏としていますが、「今でも道が広い、これ以上の拡幅は車がさらにスピードを出して危険である。通過道路であって地区のためにならない道路である。もっと住民の声を聞いていろいろな形でまちづくりに生かしてほしい。」といった内容です。特にこの道路について意見を述べているものであります。

2人目の方の公述意見ですが、4ページになります。最初のA氏ほか4人の方の意見書と同様に、朝晩の渋滞や過去の計画が頓挫した経緯から、区画整理方式によってなるべく早い整備をお願いするというものです。

これらの意見書や公述意見に関する都市計画決定権者の見解ですが、「交差点に右折車線を設けるとともに自転車歩行者道を設置することにより、交差点における渋滞解消や自転車及び歩行者の安全を確保する計画でありまして、前面にも映してありますとおり、区画整理事業で整備予定の道路網のなかで、当該文四北通線は幹線道路の役割を担い、交差点内の渋滞解消等を通じて、通過交通の住宅地への進入を未然に防止する性格の道路であり、区域内で整備予定の補助幹線道路や区画道路と一体的に整備することにより、それぞれの道路の持つ役割を分担するものである。」と考えています。

なお、市決定案件であります、道路3路線と区画整理区域の決定に係わる案件については、公聴会における公述人が7人、意見書が41通36人提出されましたが、先月の24日に開催された、前橋市都市計画審議会でもともて原案どおり可決されております。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(2) 審査

(議長)

それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(真下委員)

よろしいでしょうか。私も現地を見ているわけではないのですが、意見書で、賛成の方はそれで良いのかもしれないが、何人か反対の方がおりますけども、こういう方の説得ですとか、説明をもう少ししっかりした方が良いのではないかなと思います。

(事務局)

特に区画整理に関する意見書が主でございますが、本来的には市決定の部分なのですが、まず区画整理事業としては、今回は区域を決定するという段階でございますが、この後事業計画、そういった中で、換地ですとか、減歩率ですとか、移転先ですとか、そういったものが細かく地権者の方と事業者である前橋市の方とが、話し合いを行いながら進められるものと考えております。そういった段階で、お互いに納得のいく話し合いがなされるものと考えております。

(真下委員)

そうすると、今この反対されている方は、そういう話し合いの内容を心配されて、反対意見を言っているわけですね。そうすると、この後、話し合いなり、いろいろな過程があると理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

詳細の方は、前橋市でないとはっきりしたことはいえないのですが、私も聞いてる範囲でございますが、平成20年くらいからの事業開始を予定していると伺っております。

(真下委員)

わかりました。

(議長)

前橋市の担当の方、いらっしゃいますか。今の真下委員さんの質問に答えられるところがございましたら。

(前橋市)

前橋市の都市計画課長の小池と申します。よろしくお願い致します。先ほど都市計画課次長の方から、お話をさせていただいたとおりなのですが、平成20年に事業化を目指しまして、今後、事業計画案を作成いたします。そしてその事業計画案を地元の皆さんにご提案させていただいて、ご理解をさせていただくという段取りで進めさせていただきたいと思っております。

前橋市の都市計画審議会でも、反対をされている方がまだ理解されていないのではないかと、大変ご心配をされていた方がいらっしゃいます。わかりやすく、ねばり強く、

説明をさせていただきますということでご理解をしていただきました。  
よろしくをお願いします。

(議長)

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(3)採決

(議長)

それでは、他にご意見がないようですので、本案につきましては、ご異議ないものとして、決定をさせていただきます。

## 2 前橋都市計画道路(新前橋駅川曲線)の変更について

(1)事務局の説明

それでは、第2号議案前橋都市計画道路3・4・19新前橋駅川曲線の変更についてご説明いたします。

お手元の議案書は、3ページから4ページとなります。

A3の議案添付図面については、4～6ページになりますが、前面の位置図をご覧くださいながら説明をさせていただきたいと思えます。

当該路線新前橋駅川曲線ですけれども、JR新前橋駅を起点といたしまして、南へ向かい、高崎都市計画道路南八幡京ヶ島線につながる道路でございます。その中で前橋分の延長ですが、JR新前橋駅から高崎境まで3,180メートルとなっております。

また、新前橋より高崎市内の主要地方道高崎駒形線まで、ちょっと図面から欠けますけれども、ここまでが4車線で計画決定されております。ここから南が高崎市分についての計画決定区間でございますけれども、平成18年度末には南部大橋より南から、高崎市の倉賀野バイパスまで、この3月に全線開通する予定の道路でございます。

今回の変更ですけれども、ここで新前橋第二土地区画整理事業をやっているわけですが、この土地区画整理事業の中で整備される区間でございまして、区画整理によって整備される地区内幹線道路との交差部に右折車線を設けるもので、その影響部分の幅員を拡幅変更するものでございます。

区画整理事業区域との関係を前面に映してありますが、これが新たに区画整理によって整備される東西の道路で、今回の変更区間は、この前後290メートル区間、この区間を右折車線を設けるために、幅員を20メートルから23メートルに拡幅するものです。

それと道路線形ですが、既にこのJR新前橋駅から出た、この部分まで出来上がっております。また南側の南部大橋の通りでございますけれども、この部分まで出来上がっております。これら出来上がっている区間をコントロールポイントにいたしまして、道路構造令に適合するように、若干ですが変更となります。

標準横断図は前面に写してありますように、交差部については真ん中に2.75メートルの右折車線を入れる形となっております。一般部ですけれども、道路線形そのものをくなくにやすることなく、わずかな部分ですので、全部23メートルの幅員で通して、真ん中にゼブラの部分の設ける、それらが計画でございます。

なお、新前橋第二土地区画整理事業は、昨年9月に事業認可を得まして、現在事業実施中となっております。

本都市計画道路の変更案につきましては、公聴会を平成18年12月6日、縦覧を12月19日から1月9日まで行いましたが、公述申出者、意見書ともに提出はございませんでした。

以上で第2号議案の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(2) 審査

(議長)

それでは、本案に係りますご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(3) 採決

(議長)

ご異議ありませんでしょうか。それではご異議ないものと決定をさせていただきます。

### 3 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(1) 事務局の説明

それでは、第3号議案太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを説明させていただきます。

議案書では5ページ、6ページ、お手元の添付図面では7ページから12ページの6枚になっております。

図面につきましては、スクリーンの方に出してございますので、そちらもご覧いただきたいと思っております。

まず、議案書5ページをご覧ください。これは付議書の写しです。

産業廃棄物処理施設については、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることとなっており、本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である群馬県が本審査会に付議しご審議いただくものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。次の6ページをご覧ください。施設概要及び申請理由でございます。名称、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域、工業専用地域、申請者、太田市細谷町336番地1、株式会社金谷興油、代表取締役金谷晴好、所在地、邑楽郡大泉町大字吉田字本郷1221番地14、敷地面積3,127.71平方メートル、主な施設、産業廃棄物処理施設、処理能力、廃油の油水分離一日当たり100立方メートル、建物の申請床面積1,454.56平方メートルとなっております。

申請理由でございます。本施設は、処理能力一日当たり30立方メートルを超える廃油の油水分離施設であり、建築基準法第51条のその他の処理施設に該当し、規制対象となることから、建築基準法第51条のただし書きの許可申請を行うものでございます。

次に、この会社の事業計画についてご説明いたします。

申請者の株式会社金谷興油は、太田市で石油製品類の販売事業及びその顧客から出される廃油等の産業廃棄物の収集運搬を営んでおります。



今回の計画は、これまでの事業を拡大し、産業廃棄物である廃油を油水分離し、再資源化することを目的とし、主に既存工場跡地の建築物を利用し、新たに産業廃棄物処理施設を設置し油水分離処理を行うものです。

それでは、添付図面について説明いたします。

スクリーン又は図7をご覧ください。申請地の位置を説明します。

敷地は、大泉町の南部、大泉町役場から1.5キロメートルほど南、利根川がほど近い大利根工業団地内に位置しております。

都市計画法上の市街化区域、用途地域は工業専用地域となっております。

続きまして、スクリーン又は図8をご覧ください。

敷地の周辺の状況をご説明いたします。真ん中に赤色で示しましたのが、今回の申請地です。青線が本申請地境界線から300メートルの線を目安として書いております。

大利根工業団地内のため、周囲は工場が立地しています。

水色は近隣の工場で、向かいの食品工場がございますが、あとは近いところは機械金属工場です。

申請地から最も近い住宅も示させていただいておりますが、南側95メートル離れたところに黄色で示してありますが、そこが住宅が一番近いところでございます。

スクリーン又は図9をご覧ください。赤色で四角く囲いましたのが敷地の境界線です。

中で黄色く色を塗ってありますが、今回申請の建築物と建物でございます。Aと塗った大きな建物が、既存工場を利用した作業所となります。また、Bと示した小さな事務所が今回は新築で作られるものであります。

車両の出入りは、東側の12メートルの道路、町道から出入りをするということに、黒い矢印が書いてありますが、そこから出入りをするということになっております。

それでは、スクリーン又は図10をご覧ください。本申請地は、元は金属製品を加工する施設がありましたが、その建物を取得して、金谷興油さんの方で事業を開始するものでございます。建物は大きな作業所をそのまま使いますが、機械等は新しく設置して、油水分離処理を行うということになっております。

といいますのも、この図面が製品が入ってから出ていくまでの流れを平面的に表したものでございます。

まず、廃油でございますが、廃油は工場の方から排出されるものでございますが、金属の切削やプレスに用いる加工油やその混合廃水や機械の潤滑油等で、これまではそれらをこの会社が運搬の許可を取っておりますので、契約先の処理施設へ直接運搬して行ったということでしたが、今回はこの処理施設を自分が設けるということになります。

では、どういう風に処理をするかということですが、右下に小さい車が左向きに書いてございますが、緑のラインに沿って、台貫で重さを量って、建物の中に入っていくということです。それから緑の方で書いた左側が処理をする分離施設になります。申請施設でございますが、このピット1にまず受け入れをいたします。ピット1投入後に行われたものが、ピット2、ピット3へ上澄みがサイフォンで送り込みます。そうすると、ピット2、ピット3には不純物が沈殿することになります。

ピットから油分が多くなった液を受入タンクの方に、矢印が緑であります。ここには分離タンクと受入タンクが二組準備されておりますが、まず、受入タンクの方に入れます。この受入タンクというものは、油分の多くなった液を、移送したのち一時貯留したもので、またその上澄みを分離タンクに移送するものです。

分離タンクは、ボイラーにより廃油を20度に加温して分離促進を行うもので、約3時間ほど静置したのち、再生油原料となる製品を隣の製品受タンクへ移し替えます。このタンクの容量は5キロリットルで、図面の赤い点線をたどっていくと、屋外に製品貯留タンクというのが南側にございますが、こちらが20キロリットルのタンクになっております

ので、適宜小運搬を行って、ある程度たまりましたらタンクローリーで製品が外に出て行くということになります。

製品については、県内外の再生工場の大規模ボイラーに使用されるB重油等の原料として販売されることになります。

なお、この建物の中の積み替え保管施設や東側の汚泥の脱水施設は、今回の許可対象外の施設です。

それでは、次のスクリーン又は図11をご覧ください。

先ほどご説明させていただきました内容をフローにてお示ししたものでございます。説明は先ほどと同様となりますので、省略させていただきます。

次に、スクリーン又は図12をご覧ください。

これは処理状況でございますが、左が原材料の廃油です。缶の中に混じった廃油がちょっと入っております。ドロドロしたものです。それを油分離タンクということで、受入ピットは地下に入っております、そこを汲み上げて、分離タンクに入れるということで、これはイメージ図でございます。それを、右側に製品ということで、再生油原料ということで、ちょっと油っぽい色をしておりますが、きれいなものにして、製品にするということです。

なお、受入ピットに残ったものは、残さといいますが、かなりいろいろなものが混じっているものでございますが、これについては、廃棄物処理ということで、契約した業者の方で処理をされるということでございます。

以上の方で、図面の方は説明を終わらせていただきますが、補足説明をさせていただきます。

本計画施設は、「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」第9条第1項の規定に基づく事前協議書を環境部局に提出し、騒音、振動、臭気等おもに生活環境の保全上の見地から審査がなされ、平成19年1月10日付けで、設置許可の方向で事前協議が終了しております。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可につきましては、本案件許可後に申請予定となっております。

また、本案件につきましては所在地の大泉町長より都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

以上のことから、許可権者である群馬県では、これらのことを踏まえ、本計画施設が起因となり新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第3号議案のご説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(2) 審査

(議長)

それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(矢口委員)

大利根工業団地というのは、群馬県を代表する工業団地でございますが、ここに、明示されていますように、機械金属工業が40社、食品が4社、その他3社の47社が立地しており、まさに群馬県を代表する工業団地であろうと思います。

ついても、食品工業4社は日本を代表する食品企業でございます。

先ほど説明がございましたけれども、近隣の企業、工場は、この設置に対してどのよう

な感触をもっておられるのか、ご説明をお願いします。

(事務局)

近隣の同意につきましては、今度の51条、建築基準法では義務付けがございません。廃棄物の方でも省略適用ということになっておりますが、周囲の7社については、説明会を実施し、特に反対意見はなかったと、そういう風に聞いております。

(矢口委員)

その7社は具体的には、どの工場とどの工場、どの工場なのか。

(事務局)

少々お待ちください。7社についてですね、具体的な名前は把握しておりませんが、この工業団地の組合長さんをお願いして、その計らいで、その7社に声をかけさせていただいた、そういう風に聞いております。

(矢口委員)

この工場の立地の企業は、いま操業は止めまして、即時この処理施設ができるということでございますから、周辺の企業の同意を得るということは非常に大事であろうと思えますから、その辺を一つ、今後対応して欲しいと思えます。

(議長)

(事務局に対して)わかりましたか。今の矢口委員の発言は、この工業団地の方々のご意向をよく聞いて、問題ないように調整してくださいということも含まれておりますから。念のために。

(事務局)

はい。

(議長)

他に何かございますか。  
針ヶ谷委員。

(針ヶ谷委員)

参考までにお聞きしたいのですが。この製品と申しますか、最終的には再生油ができるのと、廃油、つまり残さができる。この残さの場合、焼却するのでしょうかけれども、水は一切入れないということで考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

この場所から、一切水はできません。

(議長)

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

( 3 ) 採決

( 議長 )

それでは、本案につきましては、ご異議ないものと決定いたしました。

#### 4 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

( 1 ) 事務局の説明

それでは、第4号議案沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

お手元の議案書では、7ページ、8ページ、添付図面では、13ページから18ページの6枚となります。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。付議書の写しでございます。付議理由につきましては、先ほどと同じ理由でございますので、省略させていただきます。

次に概要について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。施設概要及び申請理由でございます。名称、沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域、指定なし、申請者、東京都墨田区両国1丁目1番地7号、渡辺林産工業株式会社、代表取締役渡辺誠二、所在地、沼田市戸神町866番地2 他8筆、敷地面積23,913.57平方メートル、主な施設、産業廃棄物処理施設、処理能力、木くず破碎一日当たり20トン、延べ面積、申請部分1,355.97平方メートル、申請以外の部分3,454.67平方メートルを含んだ、合計4,810.64平方メートルとなっております。

申請理由については、本申請の建築物は、木くずの破碎施設として一日当たりの処理能力が5トンを超えるものであり、建築基準法第51条のその他の処理施設に該当し、規制対象となることから、建築基準法第51条のただし書きの許可申請を行うものでございます。

次に、本計画の事業計画についてご説明いたします。

申請者の渡辺林産工業株式会社は、沼田市の現在地で木材チップ、くん製用チップ燃料などの製造を営んでおります。

今回の計画は、これまでの事業を拡大し、産業廃棄物である建築材、家屋解体材等の木くずを再資源化することを目的とし、敷地内に設置してある既存の木材チップ製造施設でこれらの破碎を新たに行うものであります。

それでは、添付図面で説明させていただきます。

スクリーン又は都市計画図であります、図13をご覧ください。

申請地の位置を説明します。

敷地は沼田市の郊外、中心部から北へ約3キロ離れた、関越自動車道が入っております、沼田インターチェンジが右下の方にございますが、そこから月夜野寄りにいったところでございます。場所としては、都市計画区域内ということでございますが、非線引き都市計画区域で用途地域の指定はありません。

それでは、スクリーン又は図14で敷地周辺の状況をご説明させていただきます。

真ん中で赤線で囲いましたのが今回の申請地です。青線を本申請地境界線から300メートルを目安にひいております。

周辺の多くは農地となっております。

申請地から最も近い住宅としましては、黄色で示してある貸屋住宅です。敷地東側約4.3メートルのところにあります。この住宅は、本施設が稼働後建設されたものでございます。また、その東にも住宅が点在しております。

スクリーン又は図15の配置図をご覧ください。

工場の敷地の中の説明でございます。赤色で示しましたのが敷地の境界線、真ん中の黄色で表示したのが今回申請の建築物と事務所です。青色は今回の許可対象外の既存工場、倉庫等でございます。敷地等への出入りは、敷地南側の幅員10メートルの市道、黒塗りの三角のところから出入りを行います。

スクリーン又は図16の施設全体配置図をご覧ください。

こちらは、先ほど黄色く塗った工場を、平面図で機械の配置を示したものでございます。全て既存で現在利用している機械です。

右下の保管施設は木くずの置き場、中央部が皮剥機、コンベヤ左側に破碎機、右上が製品のチップ置き場、皮の付いていない丸太等は、直接北側の方から破碎機に入れるということで、皮のついたものは、皮剥機を通して入れると、ルートが2つになっております。

細かい処理工程は分かりづらいので、次のページのフローで説明させていただきます。

では、スクリーン又は図17の処理系統図をご覧ください。

処理フローを受け入れから完成まで、左から右に示しております。

まず受け入れをしまして、計量します。一般的な木くずと皮のついた原木とに分かれるわけでございます。建設廃材を今度始めるということでございますから、木くずが多いです。上の木くずでいいますと、長いものとか、丸太がありましたら、下の方の原木輸送機で、これは、機械が回りながら、皮を剥いていくというようなものでございますが、ここを經由して、搬送機から1次破碎機に入れます。

丸太の方は、下の方の原木で薄く線が囲ってございますが、そちらから、原木搬送機に入れ、皮剥機に入れ、同じ1次破碎機に入って、そこで、1次破碎機で供給された木くず、原木を破碎します。

次に選別機というのがございますが、これは、大きさを確認するところございまして、30ミリメートル以下のものは、そのまま製品ヤードへ、30ミリメートル以上のものはもう一度破碎して小さくするというようになっております。

それでは、図18をご覧ください。

これは処理状況でございますが、受け入れの一番左から、やはり右側にフローとしてなっております。

一番左が破碎される原材料、中央が1次破碎後のもの、これを先ほど説明した、以下と以上に分けまして、最終的に製品ヤードに入れられるものは、小さいもので、出来上がった製品につきましては、燃料チップとして売却されるということです。

以上で図面の方の説明を終わらせていただきます。

補足説明をさせていただきます。

本計画施設は、「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」第9条第1項の規定に基づく事前協議書を環境部局に提出し、騒音、振動、臭気等おもに生活環境の保全上の見地から審査がなされ、平成18年11月14日付けで、設置許可の方向で事前協議が終了しております。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可につきましては、本案件許可後に申請予定となっております。

また、本案件につきましては、沼田市長より都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第4号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

( 2 ) 審査

( 議長 )

本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。  
いかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

( 3 ) 採決

( 議長 )

それでは、ご異議ないものと決定させていただきました。

## 5 安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

( 1 ) 事務局の説明

それでは、第 5 号議案安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について説明させていただきます。

議案書では 9 ページ、10 ページ、添付図面につきましては、19 ページから 24 ページの 6 ページになっております。また、スクリーンの方にも映しますのでよろしくお願ひします。

議案書 9 ページをご覧ください。付議書の写しになっております。付議理由につきましては、3 号議案、4 号議案と同じになっておりますので、省略させていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書 10 ページをご覧ください。施設概要及び申請理由でございます。

名称、安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域、工業専用地域、申請者、高崎市上並榎町 129 番地 1、株式会社群成舎、代表取締役芝崎勝治、所在地、安中市郷原字大里 2996 番地 2、敷地面積 7,000.21 平方メートル、主な施設、産業廃棄物処理施設、廃プラスチック類破碎一日当たり 7.1 トン、延べ面積申請部分 1,280.48 平方メートル、申請以外の部分を含めまして 3,343.15 平方メートルとなっております。

申請理由につきましては、本施設は、処理能力一日当たり 6 トンを超える廃プラスチック類破碎施設であり、建築基準法第 51 条のその他の処理施設に該当し規制対象となることから、建築基準法第 51 条ただし書きの許可申請を行うものでございます。

次に、事業計画について説明いたします。

申請者の株式会社群成舎は、安中市の現在地で主に廃棄物の収集・運搬を営んでおります。

今回の計画は、これまでの事業を拡大し、産業廃棄物である廃プラスチック類を再資源化することを目的とし、既存工場跡地の建築物を利用し、新たに産業廃棄物処理施設を設置し破碎処理を行うものです。

それでは、添付図面について説明いたします。

スクリーン又は図 19 の都市計画図をご覧ください。

敷地は、安中市の中心部から西へ約 6 キロ離れた、安中工業団地に位置しています。都市計画上の、非線引き都市計画区域で、用途地域は工業専用地域になっております。すぐ南は碓氷川になっています。

スクリーン又は図 20 をご覧ください。

赤線で囲いました、真ん中にありますのが今回の申請地です。青線が本申請地境界線か

ら300メートルの区域です。工業団地のため、北側については、工場が立地しております。

川の反対は、旧松井田町になっておりまして、最も近い住宅はそちらにございます。川を挟んで、約230メートルのところでございます。この申請地へのアクセスは、国道18号線から市道を通って入ってくるということになります。

スクリーン又は図21をご覧ください。

先ほどの敷地の配置図を大きくしたものでございます。赤線が今回申請地の境界線です。黄色でお示した建築物が今回の許可対象施設の産業廃棄物処理施設に関係するものです。全て既存建築物です。

まず、出入り口の北側に市道がございますが、そちらに出入りをする、三角の黒い矢印がございますが、その左側にある建物が事務所であります。左側に大きく黄色に塗った建物がございますが、これが作業場です。南側に小さな倉庫があります。

本申請地は、元は鉱石を破碎する施設がありましたが、申請者が取得して、事業を開始するものです。機械等は新しく設置し、廃プラスチック類等の産業廃棄物を受入れ、破碎処理を行う計画となっております。

この図面の中には、今回の許可対象外の会社が3社併設されております。青色で示した建築物です。3社はそれぞれ機密文書の処分、浄化槽の点検、水質調査を主に行っている業者です。

スクリーン又は図22の平面図をご覧ください。

こちらは先ほど黄色く塗った、作業場の平面図です。

番号が振っておりますが、まずの地上式のトラックスケールで計量後、作業場内に入りまして、のストックヤードにて保管します。

破碎の工程は、から機械に入れていきますが、でホッパーに投入し、の1次破碎機で破碎後、の磁選機で金属くずを取り除き、で流れて、でフレコンバックという破碎物を運搬しやすくするための袋に詰め込みます。

この1次破碎で処理が終わったものは、そのまま右側、に置いておき、後ほどこのままでも搬出されます。

2次破碎が必要なものは、からの行程で、例えばの選別水槽で比重によって選別した後に、の脱水サイクロンで脱水し、不純物を取り除いて、再度フレコンバッグに袋詰めされ、製品として搬出されます。

スクリーン又は図23をご覧ください。

先ほどの平面図において説明させていただきました内容を、フロー図にて書いたものです。左上の受入品目から出て行き、右下の搬出までの処理を、先ほど説明したとおり、1次破碎、2次破碎と分けて書いてございます。詳しい説明は先ほどと同様となりますので、省略させていただきます。

スクリーン又は図24をご覧ください。

こちらが、処理状況写真でございます。

処理される廃棄物と、処理後の製品の写真です。

左側から製品の方、右側に向かって動いております。廃棄物、廃プラスチック類を受入れまして、1次破碎で手にのるほどの小さなものにし、2次破碎で、もっと細かく、不純物を除いた形にします。それが一番右の製品ということになります。

1次破碎でそのまま使ったものは、比較的大きなサイズの再生プラスチック製品になり、2次破碎したものは、逆に小さなプラスチック製品の材料になるということになります。

以上で図面での説明を終わらせていただきます。

補足説明をさせていただきます。

本計画施設は「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」第9条第1項の規定

に基づく事前協議書を環境部局に提出し、騒音、振動、臭気等おもに生活環境の保全上の見地から審査がなされ、平成18年10月30日付けで、事前協議が終了しております。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可につきましては、現在手続中でございます。

また、本案件につきまして、安中市長より都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第5号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(2) 審査

(議長)

それでは、本案に係るご意見、ご質問をお願いします。

(異議なしの声)

(3) 採決

(議長)

それでは、ご異議ないものと決定させていただきます。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了致しました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場していただきたいと思っております。

静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(傍聴人・報道関係者退場後)

## 第7 閉 会

(議長)

以上で、本日の審議は全て終了致しました。

委員の皆様には、熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

次回の第143回の審議会は、平成19年5月定例県議会終了後の開催を予定しております。

なお、開催日は会長に一任していただき、後日日程を通知致しますのでお願いいたします。

(議長)

これもちまして、閉会と致します。ありがとうございました。

(閉会時刻 15:00)